

堤防の刈草を無償で提供します！！

～家畜の飼料などにご利用下さい～

米代川の堤防除草で発生する刈草を家畜飼料などに有効利用してもらうため、希望者へ無償で提供いたします。
無償提供は年2回（夏期・秋期）実施しており、今回は2回目（秋期）の提供となります。

- 申し込み方法： 鷹巣出張所・二ツ井出張所にて所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出していただきます。
- 引き渡し条件： 引き渡し場所は各出張所で指定します。（米代川堤防沿線）『積み込みと運搬は個人負担』となります。
- 応募受付期間： 平成26年 9月18日（木）から 平成26年 9月30日（火）
- 刈草提供時期： 平成26年 9月下旬から 平成26年 10月下旬予定
- 応募資格： 用途として自家消費される個人、法人、地方公共団体、学校等



刈草ロール



サイズ：φ50cm×73cm
重量：20～30kg



※【堤防除草の目的と現状】

堤防除草は、出水や地震時等における堤防の異常を早期発見する他、水防活動の円滑化や不法投棄の監視、環境の保全といったことを目的に年2回実施しています。

当事務所では、堤防除草の刈草の有効利用を目的に平成22年度から刈草を畜産農家等の希望者に無償で提供してきました。

刈草を家畜飼料や敷きわら、肥料などに積極的に有効利用していただき、ひいては運搬処分にかかるコストの縮減にも寄与するものであります。

《発表記者会：県政クラブ・能代市記者クラブ・大館市記者クラブ・北秋田市記者クラブ》

問 い 合 わ せ 先

◎ 国土交通省 能代河川国道事務所

鷹巣出張所長 腰山 武治
二ツ井出張所長 齊藤 審

TEL：0186-62-1226
TEL：0185-73-5432

事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>